

第7章 計画の推進体制

【1】計画の推進に当たって

本計画は「子ども」を中心に、本市で暮らし活動するすべての人や組織を対象にした、次世代を育成するための施策を体系的に位置づけるものです。

子どもに関わるすべての分野が連携して事業を展開し、子どもと子育て家庭を多方面から総合的に支援していくことを目的としていることから、その範囲は福祉・保健・医療から教育、労働、防犯など、行政全般にわたっています。

本市で育つすべての子どもが、本市をふるさととして愛し、次代を担うたくましい存在となるための環境の整備は、行政のみの取組ではなく、関係諸機関、地域の自主活動組織や市民、企業等の参画が必要であり、その意識啓発と協働に努めていく必要があります。

特に、市民自らが子どもや子育ての問題全体に目を向け、互いに助け合う意識を持ち、支え合っていくことは、地域のつながりを強め、新たなコミュニティの形成を生み出す力にもなります。

前期計画においては、地域における取組や活動との連携、住民及び企業等への広報・啓発、庁内体制の整備などを掲げ、計画の推進に努めてきました。本計画においても、推進にあたっての基本的な考え方は踏襲し、さらに改善・強化を図る必要があります。

以上のような認識のもとに、関係諸機関との連携体制、庁内の体制づくりを、より一層推進していきます。

【2】計画の推進体制

1. 市民との協働体制

本計画に掲げる子育て支援施策が、地域に根付き継続的に展開されるためには、市民が積極的に計画の推進に関わり、子どもの成長や自立を草の根レベルから支えていく体制づくりが必要です。

保護者同士が交流・連携を強めるとともに、地域住民の関心の喚起を図り、子どもや子育てに市民や子ども自身が自主的に活躍できる土壌づくりを進めます。

また、ボランティア団体や NPO と行政が連携して子育て支援の推進について検討するとともに、地域ニーズの適切な把握と対応に努め、効率的・効果的に事業を推進します。

2. 関連諸機関との連携体制

子どもが健やかに生まれ育ち、自立を促進するためには、保育園、幼稚園、学校等をはじめ社会福祉協議会、企業など、関連する様々な機関との連携が必要です。

市内の関係諸機関の運営に対して積極的な協力を行うとともに、それらの機関との連絡調整を図り、計画の進捗状況などに関する情報等を共有化し、事業の円滑な推進に向けた提言や協議を行います。

3. 庁内推進体制

本計画を着実に推進していくためには、施策・事業の実施状況を適宜把握し、新たな問題点や課題への対処をはじめ、事業の評価、再検討などを行う継続的な組織体制が必要です。特に本計画は、「児童福祉」のみならず施策の総合的な展開を目指すものであるため、部署間の連絡調整や連携強化に努めていく必要があります。

本計画の推進に当たっては、「保健医療福祉協議会」の随時開催、及び庁内の事務事業評価等における定期的な計画の進捗状況のチェックなど、PDCA(※)の考え方を推進します。

(※)PDCA

Plan (計画)事業計画の作成

Do (実施・実行)計画に沿った事業等の推進

Check(点検・評価)計画通りに進捗しているかどうかの点検・評価

Action (処置・改善)問題点や課題等への対応・処置